

令和2年度第1回むつ市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和2年9月15日(火)
午後1時30分から
場 所：むつ市役所 第3会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議案件

(1) 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

(2) むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

4 その他

5 閉 会

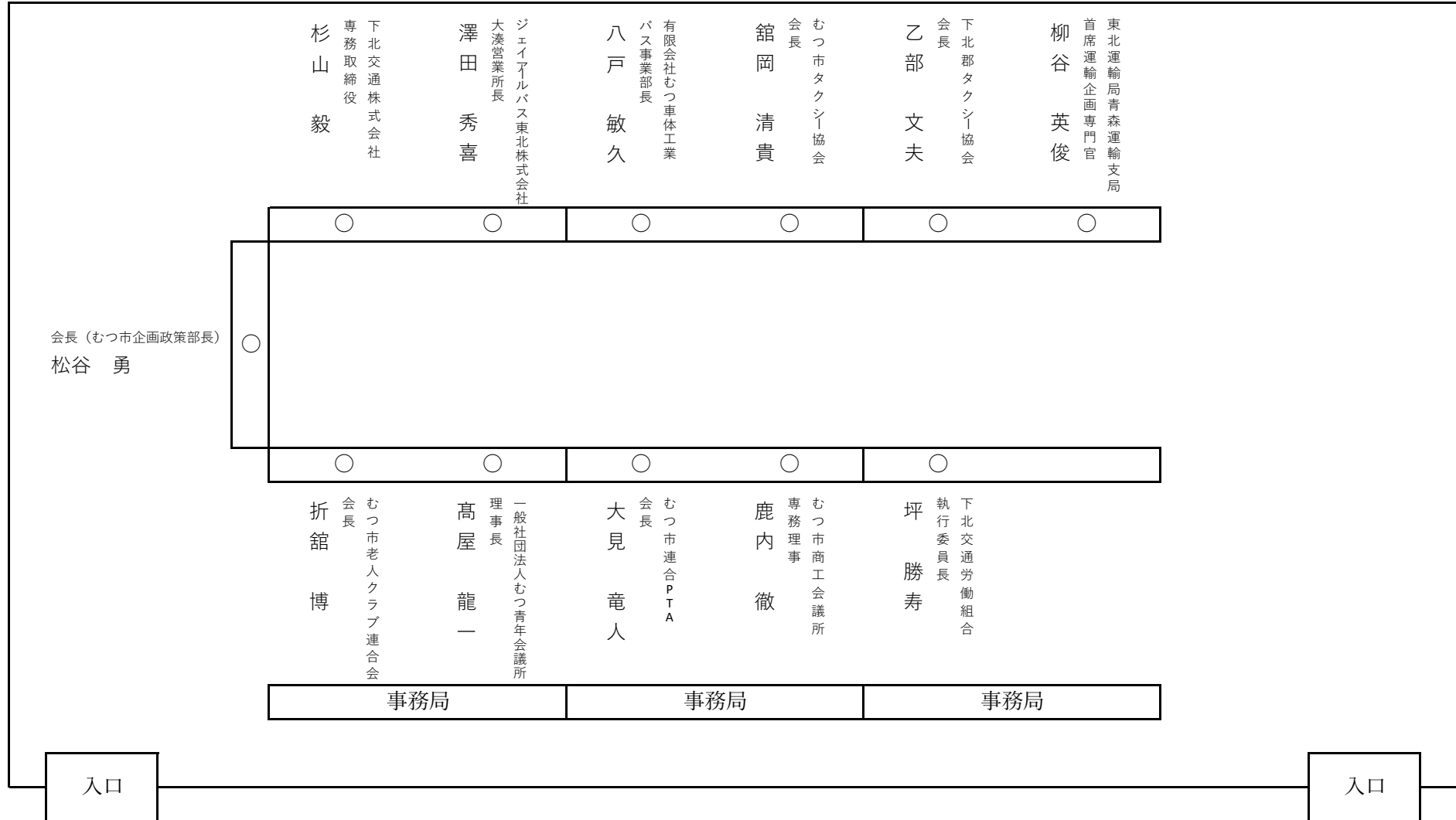
令和2年度第1回むつ市地域公共交通活性化協議会 席図

日 時：令和2年9月15日（火）

午後1時30分から

場 所：むつ市役所 第3会議室

【敬称略】



廊 下

令和2年度むつ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	該当規定	委員所属団体	郵便番号	住 所	職 名	委員氏名	備 考	出 欠
1	第2項第1号委員	むつ市企画政策部	035-8686	青森県むつ市中央一丁目8番1号	部長	松 谷 勇	会長	○
2	第2号委員 (バス事業者)	下北交通株式会社	035-0041	青森県むつ市金曲一丁目8番12号	専務取締役	杉 山 毅		○
3		ジェイアールバス東北株式会社 大湊営業所	035-0083	青森県むつ市大平町2番3号	所長	澤 田 秀 喜		○
4		有限会社むつ車体工業 バス事業部	035-0043	青森県むつ市南赤川町10番25号	部長	八 戸 敏 久		○
5		有限会社脇野沢交通	039-5326	青森県むつ市脇野沢桂沢133番地4	代表取締役	滝 本 守 雄		欠席
6	第3号委員 (タクシー事業者)	むつ市タクシー協会	035-0071	青森県むつ市小川町一丁目13番60号	会長	舘 岡 清 貴		○
7		下北郡タクシー協会 (有限会社大畑タクシー)	039-4401	青森県むつ市大畑町本町11番地2	会長	乙 部 文 夫		○
8	第4号委員 (住民・利用者)	高等学校長協会下北支部	035-0054	青森県むつ市海老川町6番18号 田名部高等学校内	田名部高等 学校長	今 井 啓 之		×
9		むつ市連合婦人会	035-0031	青森県むつ市柳町一丁目9番5号	会長	坪 二 三 子		×
10		むつ市老人クラブ連合会	035-0054	青森県むつ市海老川町29番21号	会長	折 籠 博		○
11		一般社団法人むつ青年会議所	035-0031	青森県むつ市柳町一丁目10番25号 まさかりプラザ内	理事長	高 屋 龍 一		○
12		むつ市連合PTA	035-0031	青森県むつ市柳町二丁目7番1号 第一田名部小学校内 むつ市連合PTA事務局	会長	大 見 竜 人		○
13		むつ商工会議所	035-0071	青森県むつ市小川町二丁目11番4号	専務理事	鹿 内 徹		○
14	第5号委員	国土交通省東北運輸局青森運輸支局	030-0843	青森県青森市浜田字豊田139-13	首席運輸企画 専門官	柳 谷 英 俊		○
15	第6号委員	下北交通労働組合	035-0041	青森県むつ市金曲一丁目8番12号	執行委員長	坪 勝 寿		○

令和2年度

第1回むつ市地域公共交通活性化協議会

資料集

協議案件1 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

資料1	協議案件概要	P.1
資料2-1	外出支援サービス事業について	P.2
資料2-2	更新登録の申請書類	P.4

協議案件2 むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

資料1	協議案件概要	P.1
資料3-1	改正要綱	P.7
資料3-2	新旧対照表	P.8
資料3-3	むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱	P.10

協議案件概要

協議案件 1

市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

【内容】

市では、外出が困難な高齢者及び障害等を有する方を対象に、福祉輸送車両で送迎するサービスを社会福祉法人むつ市社会福祉協議会に委託し実施しています。

当該サービスは、道路運送法第 78 条第 2 号で定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第 49 条第 1 項第 1 号の市町村運営有償運送に該当するもので、地域公共交通会議の協議結果に基づいて実施することとなっています。

現在の運行許可は、平成 29 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までとなっており、3 ヶ年の更新申請をするため、本協議会において意見集約を図るものです。

【事業概要】

運 行 主 体：むつ市（社会福祉法人むつ市社会福祉協議会に委託）

運 送 の 区 域：むつ市を発地又は着地とする区域

利 用 料 金：走行距離に応じて規定（会員登録が必要：1,230 円/年）

協議案件 2

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

【内容】

市では、これまで企画調整課の一業務として執り行ってきた交通政策業務を重点的に進めていくため、令和 2 年度から交通政策課を新設。

それに伴い、むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正するものです。

～ 外出支援サービス事業について ～

◎目的

外出が困難な高齢者及び障害等を有する方に対して、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車等の利用を提供する外出支援サービスを実施することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者等の保健福祉の向上と高齢者等の家族の負担の軽減を図ります。

◎対象者

市の区域に住所を有し、かつ、下記のいずれかに該当する方であって、むつ市福祉輸送車両会員登録証兼会員登録料領収証の交付を受けた方

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において要介護度が3以上の者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (2) 身体に障害を有する者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

※1 会員制 : 会員登録料 1,230円(月割は無し)

◎利用料金の支払い方法

走行距離メーター器が表示するキロ数に応じて、むつ市が発行する利用券により受託事業者利用料金を支払います。

利用料金は、走行距離により下記のとおりとなります。

走行距離	利用料	走行距離	利用料
3kmまで	600円	30kmまで	2,000円
5kmまで	900円	35kmまで	2,200円
10kmまで	1,200円	40kmまで	2,400円
15kmまで	1,400円	45kmまで	2,600円
20kmまで	1,600円	50kmまで	2,800円
25kmまで	1,800円	50kmを超える場合	10kmにつき700円

◎受付時間等

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分

車両の運行時間: 午前9時00分から午後5時00分

受付及び車両運行の休日: 土・日曜日、祝日並びに1月2日、3日及び12月28日から12月31日

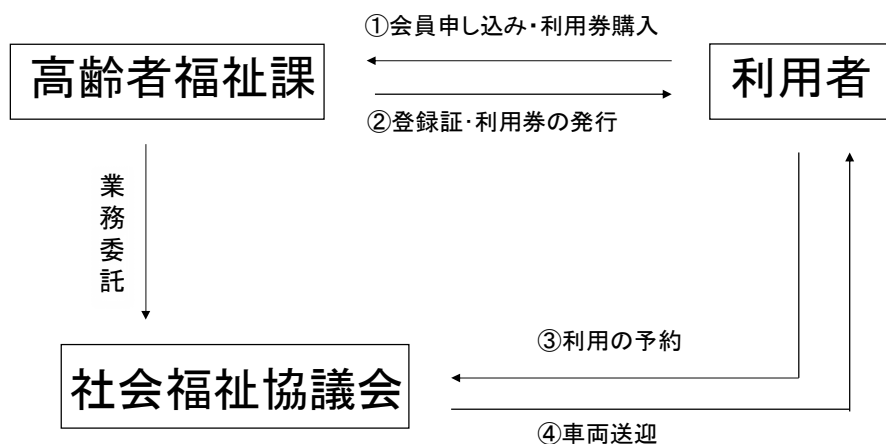
◎委託先

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会(H17年度～)

◎実績(過去5年分)

	会員登録者	利用料金	利用回数	走行距離
		会員登録料		
H27年度	251人	4,602,800円	3,932回	41,562.1km
		308,730円		
H28年度	228人	3,565,900円	3,133回	31,007.4km
		280,440円		
H29年度	197人	4,054,300円	3,123回	40,146.6km
		242,310円		
H30年度	200人	3,045,200円	2,454回	29,178.5km
		246,000円		
R元年度	196人	3,151,700円	2,716回	28,386.8km
		241,080円		

外出支援サービス 利用の流れ



- 登録・購入手続きは、代理・代行可能
- 本所・支所間で利用調整の上、送迎を行う

※車両台数(令和2年8月末現在)

本 所:3台(車いす・ストレッチャー兼用車)

川内支所:2台(車いす・ストレッチャー兼用車)

様式第 1 - 2 号

令和 2 年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 むつ市役所
住 所 むつ市中央一丁目 8 番 1 号
代表者の氏名 むつ市長 宮 下 宗一郎

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

むつ市役所 むつ市中央一丁目 8 番 1 号 むつ市長 宮下 宗一郎

2. 登録番号

東青市福第 8 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)

市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

・ (1) 路線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				
4				
5				

・ (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考
むつ市を発地又は着地とする区域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
むつ市社会福祉協議会 本 所	むつ市中央一丁目8番1号
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所	むつ市川内町川内477番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
むつ市社会福祉協議会 本 所				()	()	3 ()	()	()	()	3 ()
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所				()	()	2 ()	()	()	()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
	○

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)
別紙料金表のとおり

別紙 料金表

福祉輸送車両利用料

走行距離	利用料
3 kmまで	600円
5 kmまで	900円
10 kmまで	1,200円
15 kmまで	1,400円
20 kmまで	1,600円
25 kmまで	1,800円
30 kmまで	2,000円
35 kmまで	2,200円
40 kmまで	2,400円
45 kmまで	2,600円
50 kmまで	2,800円
50 kmを超える場合	10 kmにつき700円

備考 利用料は、降車の都度、精算するものとする。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

令和 2 年 月 日制定

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成 20 年 9 月 12 日制定）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画政策部企画調整課」を「企画政策部交通政策課」に改める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 月 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、企画政策部 <u>交通政策課</u> において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、企画政策部 <u>企画調整課</u> において処理する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年9月12日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年9月12日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成 20 年 9 月 12 日 制定

平成 23 年 9 月 9 日 一部改正

平成 29 年 9 月 6 日 一部改正

令和 2 年 2 月 19 日 一部改正

(設置)

第 1 条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の地域交通施策の推進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (6) 第 2 号及び第 3 号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者

3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は道路運送法施行規則第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - ア 道路管理者又はその指名する者
 - イ 公安委員会の代表者
- (2) 学識経験を有する者その他協議会の運営上、市長が必要と認める者

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第2項第1号の者を充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

【参考資料】（第3条関係）

○ 地域公共交通活性化協議会 ※ 法律上、主宰自治体の長も構成員となる。

	該 当 規 定	団 体 又 は 役 職 名	備 考
1	第2項第1号委員	市長又はその指名する者	※企画政策部長
2	第2号委員 (バス事業者)	下北交通株式会社	
3		ジェイアールバス東北株式会社 大湊営業所	
4		有限会社むつ車体工業 バス事業部	
5		有限会社脇野沢交通	
6	第3号委員 (タクシー事業者)	むつ市タクシー協会代表	※中央タクシー
7		下北タクシー協会代表	※大畑タクシー
8	第4号委員 (住民・利用者)	高等学校長協会下北地区代表	※田名部高校長
9		むつ市連合婦人会代表	
10		むつ市老人クラブ連合会代表	
11		むつ青年会議所代表	
12		むつ市連合PTA代表 (第一田名部小学校内)	
13		むつ商工会議所代表	※専務理事
14	第5号委員	東北運輸局青森運輸支局	
15	第6号委員	下北交通労働組合執行委員	

※1 第2項第1号委員については、要綱第3条第2項第1号の規定により、企画政策部長とする。

※2 委員選出の地域バランスについては、要綱第6条に規定する分科会において、対応することとする。